

ペットと幸せに暮らすために…

ペットを飼っている皆さん。11月は飼い主のマナーアップ推進月間です。マナーを再確認して、ペットとの生活をより豊かなものにしませんか。



室内で飼育しましょう

飼い主が環境を整え、十分な愛情をかけるとともに、不妊・去勢手術を行うことで、猫はストレスなく室内で暮らせる動物です。

室内で飼うことで、周囲に迷惑をかけないだけでなく、事故や感染症から猫を守る、迷子防止など、多くの利点があります。

不妊・去勢手術を行いましょ

猫は年に2～3回出産し、すぐに増えてしまいます。責任を持って子猫を生ませるのであれば、不妊・去勢手術をして、過剰繁殖を防ぎましょ。

迷子札をつけましょ

衰弱や事故などで自力で動けなくなった多くの猫が、負傷動物として保護収容されています。これらの猫のほとんどは、飼い主が判明していません。

自分の飼い猫に責任を持つためにも、迷子札やマイクロチップなどの飼い主が分かる標識を行いましょ。

マイクロチップとは、15桁の数字のデータが入ったチップで、獣医さんが注射器で埋め込みます。動物病院や保健福祉環境事務所等で読み取ることができるので、迷子や盗難防止になります。絶対に落とすことがないので安心です。詳しくは動物病院にご相談ください。



リードで繋ぎましょ

福岡県の条例により、散歩中に犬を放すことは禁止されています。よくしつけられた犬や、小さな犬であっても、犬が苦手、犬が怖いと思う人がいます。散歩の時はリードをつけることはもちろん、犬のとっさの行動に対応できるよう、リードを短めに持って散歩することが大切です。

フンは必ず持ち帰りましょ

フンの放置も条例で禁止されています。散歩中にフンをしてしまったときは、きちんと家まで持ち帰ることが飼い主の責任です。

正しいしつけをしましょ

無駄吠えや犬同士のけんかなど、散歩中のトラブルを未然に防ぐために、きちんとしつけを行うことが大切です。

登録鑑札・予防注射済票を首輪に装着しましょ

もし愛犬が迷子になっても、鑑札と狂犬病予防注射済票が着いていたら、確実に飼い主の元に帰ることができます。①登録(生涯1回)、②狂犬病予防注射(年1回)、③鑑札・注射済票の首輪への装着、3つすべてが飼い主の義務です(罰則:20万円以下の罰金)。

ペットを飼っている皆さんへ

最後まで責任を持って飼いましょ

病気になった、体が弱って世話が大変になったからといって、途中で放棄せずに、習性・生理を理解し、最後まで責任を持って飼いましょ。動物を捨てることは犯罪です(罰則:100万円以下の罰金)。やむを得ず飼うことができなくなったときには、新しい飼い主を見つけるよう最大限努力してください。

もしも、ペットが迷子になったら…

保護されたペットの収容期間は7日です。この間に

飼い主からの連絡がないと、譲渡先が見つかったほんの一部を除いて、殺処分となってしまいます。

「そのうち帰ってくるだろう」とのんびり構えたり、捜さないのは、ペットを殺してしまうのと同じ行為です。

ペットがいなくなったときは、すぐに役場と管轄の保健福祉環境事務所に連絡してください。

問い合わせ

嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所保健衛生課生活衛生係

☎0948-21-4973

鞍手町役場農政環境課生活環境係

☎0949-42-2111 (内線354)